

基づく豆腐製造衛生師の資格を有していた者に係る別表第1の第1の9の(2)のイの規定の適用については、同イ中「又は」とあるのは「若しくは」と、「資格を有する者」とあるのは「資格を有する者又は長野県豆腐製造衛生師登録条例を廃止する条例（平成17年長野県条例第20号）による廃止前の長野県豆腐製造衛生師登録条例（昭和44年長野県条例第17号）の規定に基づく豆腐製造衛生師の資格を有していた者」とする。

別表第1を次のように改める。

(別表第1)(第2条関係)

第1 衛生措置

1 一般事項

- (1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。
- (2) 施設、設備及び機械器具類について、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定めるとともに、必要に応じその方法を定めた手順書を作成すること。
- (3) 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱いを行い、適切な受注管理を行うこと。

2 施設の衛生管理

- (1) 施設及びその周辺は、毎日清掃し、衛生上支障のないようにすること。
- (2) 調理場、加工場、製造場、処理場、保管場所、販売所その他食品、添加物、器具及び容器包装を直接取り扱う場所（飲食店営業及び喫茶店営業の客席を除く。以下「作業場」という。）には、作業に必要な物品等を置かないこと。
- (3) 作業場内の壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。
- (4) 作業場内は、採光又は照明、換気及び通風を十分にするとともに、必要に応じ適切な温度及び湿度の管理をすること。
- (5) 作業場内には、動物を入れないこと。
- (6) 窓及び出入口は、開放しないこと。
- (7) 排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、排水溝を常に整備し、清掃すること。
- (8) 便所は、清潔にし、定期的に消毒すること。

3 食品取扱設備等の衛生管理

- (1) 衛生保持のため、機械器具類は、その使用目的に応じそれぞれ専用を使用すること。
- (2) 機械器具類及び分解した機械器具類の部品は、洗浄及び消毒をすることにより常に清潔に保ち、所定の場所に衛生的に保管すること。
- (3) 機械器具類は、常に点検し、故障、破損等があるときは速やかに補修し、常時使用できるよう整備しておくこと。
- (4) 機械器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、常に汚れの性質、程度等に応じ適正なものを、その汚れが十分除去できる濃度で使用すること。
- (5) 温度計、圧力計、流量計等の計器類並びに滅菌、殺菌、除菌及び浄水に用いる装置は、定期的に点検し、その結果を記録すること。
- (6) ふきん、包丁、まな板その他の食品取扱器具は、熱湯、蒸気、消毒剤等を用いて効果的に消毒し、乾燥させること。
- (7) 手洗設備には、手指の洗浄に適当な石けん、消毒液等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。
- (8) 食品、器具及び容器の洗浄設備並びに器具及び容器の消

毒設備は、常に清潔に保つこと。

- (9) 施設、設備等の清掃用機器は、専用の場所で、使用目的別に衛生的に保管すること。
 - (10) 洗浄剤、消毒剤その他の化学物質は、その使用、保管その他の取扱いに十分注意するとともに、その名称を容器に表示する等の食品への混入を防止する措置を講ずること。
 - (11) 食品の放射線照射業にあっては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。
- ## 4 ねずみ及び昆虫対策
- (1) 施設及びその周囲のねずみ又は昆虫（以下「ねずみ等」という。）の繁殖場所を排除するとともに、ねずみ等の施設内への侵入を防止すること。
 - (2) ねずみ等の効果的な駆除作業を6月以内ごとに1回行うほか、ねずみ等の発生を認めたときは食品に影響を及ぼさないようねずみ等の駆除を行い、これらの実施記録を1年間保存すること。
 - (3) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品、器具及び容器包装を汚染しないようこれらの取扱いに十分注意すること。
 - (4) 原材料、製品、包装資材等は、ふた付きの容器に入れる等のねずみ等による汚染防止のための措置を講じた上で保管すること。
- ## 5 廃棄物及び排水の取扱い
- (1) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。
 - (2) 廃棄物の処理の手順を定めること。
 - (3) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別することができるよう必要な措置を講ずるとともに、汚液及び汚臭が漏れないよう常に密閉し、清潔にしておくこと。
 - (4) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。
- ## 6 食品等の取扱い
- (1) 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から、品質、鮮度、表示等について点検し、その状況を記録すること。
 - (2) 原材料として使用する生鮮食品は、冷蔵設備に保存する等当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存し、冷蔵設備から出した場合は、速やかに製造、加工又は調理をすること。
 - (3) 冷蔵庫内又は冷蔵室内において、相互汚染のおそれがある場合は食品ごとに区画して保存し、特に製品が原材料により汚染されるおそれがある場合は製品保管用又は原材料保管用の冷蔵庫又は冷蔵室をそれぞれ個別に設けて保存すること。
 - (4) 添加物は、正確にひょう量して適正に使用するとともに、法第11条第1項の規定による使用の方法についての基準が定められているものを使用する場合は、その使用状況を記録し、当該添加物を使用した食品等の賞味期限等に応じ合理的な期間その記録を保存すること。
 - (5) 食品は、その特性、賞味期限等に応じ、調理、製造、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
 - (6) 食品の冷却、加熱及び乾燥、添加物の使用、真空調理、ガス置換包装、放射線照射等の食品衛生に重大な影響があ

る工程の衛生管理に十分注意すること。

- (7) 調理済み食品と原材料は、区分して取り扱うとともに、食肉等の未加熱食品を取り扱った設備及び機械器具類は、別の食品を取り扱う前に、洗浄及び消毒をすること。
- (8) 器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護し、適切な表示を行うことができるものを使用するとともに、再使用が可能な器具及び容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものを使用すること。
- (9) 食品等の製造又は加工に当たっては、次の事項を実施すること。
- ア 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じ検査すること。
- イ 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、これらの衛生状態等を記録すること。
- ウ 製品ごとにその特性、製造又は加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、当該製品の賞味期限等に応じ合理的な期間その説明書を保存すること。
- エ 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう必要な措置を講ずること。

7 定期検査

製造、加工又は調理をした製品は、知事が別に定めるところにより定期的に検査を行い、その結果の記録を1年間保存すること。

8 使用水の管理等

- (1) 水道水以外の水を使用する場合は、1年以内（知事が別に定める営業にあっては、6月以内）ごとに1回（災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合にあっては、その都度）、水質について知事が別に定める試験（以下「水質検査」という。）を行い、その結果の記録を1年間保存すること。
- (2) 水質検査の結果、飲用が不適となったときは、その施設を管轄する保健所長の指示を受けること。
- (3) 貯水槽を使用する場合は、1年以内ごとに1回清掃し、清潔に保ち、かつ、汚染防止に努めること。
- (4) 水道水以外の水を使用する場合は、定期的に滅菌装置及び浄水装置が正常に作動しているかどうかを残留塩素の測定等により確認し、その結果を記録すること。
- (5) 飲食の用に供する水は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用適の水から作るとともに、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

9 食品衛生責任者の選任等

- (1) 施設又は部門ごとに、当該施設又は部門において食品を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）の中から食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を選任すること。
- (2) 食品衛生責任者は、次に掲げる者のいずれかに該当する者であること。
- ア 法第48条第6項各号又は食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第9条第1項各号のいずれかに該当する者
- イ 栄養士、調理師、製菓衛生師又は食鳥処理衛生管理者の資格を有する者
- ウ 知事が行う食品衛生責任者を養成するための講習を修

了した者又はこれと同等以上の知識を有すると知事が認められた者

- (3) 食品衛生責任者は、当該施設又は部門の衛生管理について営業者に進言し、営業者に協力して当該施設又は部門の衛生管理に当たること。
- (4) 食品衛生責任者は、知事が別に定める講習を受けること。

10 食品衛生上の危害の発生の防止のための記録の作成及び保存

食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入元、製造又は加工等の情報、出荷又は販売先その他必要な事項について記録し、当該食品等の賞味期限等に応じ合理的な期間その記録を保存すること。

11 回収及び廃棄

- (1) 法第3条第1項に規定する販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合に、当該発生した問題に係る製品を迅速かつ適切に回収するため、その役割分担、当該製品の具体的な回収の方法及び保健所長等への問題が発生した旨その他必要な事項の報告の手順を定めること。
- (2) (1)に規定する場合において回収した製品は、他の製品と明確に区別して保管し、保健所長等の指示に従って、適切に廃棄する等必要な措置を講ずること。
- (3) (1)に規定する場合において、製品を回収するときは、消費者に対する注意喚起等のため、必要に応じ当該回収に関する事実を公表すること。

12 検食の保存等

そう菜製造業及び弁当屋、仕出し屋、旅館その他これらに類する飲食店営業にあっては、知事が別に定める期間、検食をそれに関する記録とともに保存すること。

13 管理運営要領の作成等

- (1) 施設、食品の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者に周知徹底すること。
- (2) 定期的にふき取り検査、製品検査等により施設の衛生状態及び食品の取扱いの状況を確認し、必要に応じ管理運営要領の内容を見直すこと。

第2 食品取扱者等の衛生管理

- 1 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行われるようにすること。
- 2 食品取扱者は、6月以内ごとに1回検便を受けること。
- 3 食品取扱者は、飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、その疾病の病原体を保有していることが判明したとき又はその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、営業者又は食品衛生責任者にこれらの事項を報告すること。
- 4 食品取扱者は、作業場内専用の外衣、帽子及びはき物を使用するとともに、指輪その他の装飾品、腕時計、ヘアピン等を作業場内に持ち込まないこと。
- 5 食品取扱者は、常につめを短く切るとともに、つめにマニキュア等を付けて食品等を取り扱わないこと。
- 6 食品取扱者は、作業前、用便後及び作業中に手指が汚染のおそれのあるものに触れたときは、手指の洗浄及び消毒を確実にすること。
- 7 食品取扱者は、作業場内において、着替え、喫煙、放たん、食事等をしないこと。

8 食品取扱者以外の者が作業場に立ち入る場合は、その者に、当該立入り前及び作業場内で手指が汚染のおそれのあるものに触れたときに、手指の洗浄及び消毒を確実にさせるとともに、4、5及び7に規定する事項を遵守させること。

第3 食品取扱者の衛生教育

- 1 営業者及び食品衛生責任者は、食品取扱者に対し、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるための教育を実施すること。
- 2 営業者及び食品衛生責任者は、洗浄剤、消毒剤その他の化学物質を取り扱う食品取扱者に対し、当該化学物質の適切な取扱いに関する教育を実施すること。

第4 運搬

- 1 食品を運搬する車両、コンテナ等は、食品及び容器包装を汚染しないものであって容易に洗浄及び消毒ができる構造のものとし、常に清潔にし、必要に応じ補修を行うこと。
- 2 食品と食品以外の貨物を同一車両で運搬する場合は、必要に応じ、食品と当該貨物との区分けその他の当該貨物による食品の汚染を防止する措置を講ずること。
- 3 運搬中の食品は、ほこり等に汚染されないようにすること。
- 4 食品の運搬に、その直前にそれと品目が異なる食品又は食品以外の貨物の運搬に使用した車両、コンテナ等を使用する場合は、これらを効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒をすること。
- 5 食品等の運搬に当たっては、温度の管理及び所要時間に留意すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(長野県豆腐製造衛生師登録条例を廃止する条例の一部改正)
- 2 長野県豆腐製造衛生師登録条例を廃止する条例(平成17年長野県条例第20号)の一部を次のように改正する。
附則第3項を削る。

食品環境課

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第59号

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例

長野県信濃美術館条例(昭和44年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「長野県教育委員会」を「次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」に改める。

第10条中「長野県教育委員会」を「教育委員会」に改め、同条を第17条とする。

第9条を削る。

第8条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「知事」を「指定管理者」に、「一に該当する場合であつて」を「いずれか

に該当し、かつ、」に、「第6条の使用料の全部又は一部」を「利用料金について知事が定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「特別」を「知事が定める特別」に改め、同条を第16条とする。

第7条を削る。

第6条の見出しを「(利用料金の納付等)」に改め、同条中「使用」を「を利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
 - 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 第6条を第15条とし、第5条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第6条 美術館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 指定管理者の指定は、美術館の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第8条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 美術館の概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項

(指定の申請)

第9条 第7条の申請は、教育委員会規則で定めるところにより、申請書に事業計画書(職員、美術館の管理の方法その他の美術館の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。)その他教育委員会規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第10条 第7条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、美術館の公共性を確保し、かつ、美術館の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 一般住民の平等な利用が確保されること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものではないこと。

(指定の告示)

第11条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 美術作品を保管し、及び展示するとともに、一般住民に対して当該美術作品に関し必要な説明を行うこと。
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 美術館の利用の許可に関する業務
- (4) 美術館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関

する業務

(5) 博物館法第3条第1項第4号から第10号までに掲げる事業に関する業務

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第13条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 美術館の休館日について、水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。))に当たるときは、木曜日、休日の翌日及び12月28日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設定することができる。

(2) 美術館の利用時間について、午前9時から午後5時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(3) 美術館の利用の停止及び許可の取消しについて、展示資料等を汚損した場合その他の教育委員会規則で定める場合に行うことができるものとする。

(4) 美術館の管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができること。

(5) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。

(6) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理を適切に行うために必要な基準で教育委員会が定めるもの

(協定の締結)

第14条 教育委員会及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

(1) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項

(2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項別表中「(第7条関係)」を「(第15条関係)」に、

使用料	を	使用料	に、「使用する」を「利
500円の範囲内で知事が定める額		500円	
1,200円の範囲内でその都度知事が定める額		1,200円	

用する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長野県信濃美術館条例(以下「新条例」という。)第7条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の前日においても、同条から新条

例第11条まで及び第14条の規定の例により行うことができる。

生活文化課

長野県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第60号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例

長野県文化会館条例(昭和57年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「」の規定を「。以下「法」という。)の規定」に改める。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「知事」を「次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。))」に改める。

第10条を第17条とする。

第9条を削る。

第8条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条本文を次のように改める。

指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。

第8条ただし書中「次」を「指定管理者は、次」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「知事が」を削り、「使用料の全部又は一部」を「規則で定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「使用」を「利用」に、「別に」を「規則で」に改め、同条第3号中「特別」を「規則で定める特別」に改め、同条を第16条とする。

第7条の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条中「知事は」を「指定管理者は」に、「一に」を「いずれかに」に、「使用料」を「利用料金について規則で定める額を基準とした額」に改め、同条第1号中「知事が別に」を「規則で」に、「使用」を「利用」に改め、同条第2号中「特別」を「規則で定める特別」に改め、同条を第15条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(利用料金の納付等)」に改め、同条中「を使用」を「を利用」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

第5条を第14条とし、第4条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 文化会館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者の指定は、文化会館の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第7条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 文化会館の名称及び位置並びにその概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(指定の申請)

第8条 第6条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、文化会館の管理の方法その他の文化会館の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

（候補者の選定の基準）

第9条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 県民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、文化会館の公共性を確保し、かつ、文化会館の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。

（指定の告示）

第10条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

（業務の範囲）

第11条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 文化会館の利用の許可に関する業務
- (3) 文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 芸術文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（管理の基準）

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 文化会館の休館日について、次に掲げるとおりとすること。
ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
ア 長野県県民文化会館及び長野県伊那文化会館にあつては月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、火曜日）、長野県松本文化会館にあつては火曜日（その日が休日に当たるときは、水曜日）
イ 休日の翌日
ウ 12月28日から翌年1月3日まで
- (2) 文化会館の利用時間について、午前9時から午後9時30分（展示室及びプラネタリウムにあつては、午後6時）までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) 文化会館の利用の停止及び許可の取消しについて、文化会館内において他人の迷惑になるような行動をした場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。

(4) めいていしている者その他文化会館の管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができること。

(5) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。

(6) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、文化会館の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

（協定の締結）

第13条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、文化会館の管理に関し必要な事項

別表中「(第6条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同表の1中

「使用料」を「金額」に、「入場料を徴収しないで使用する場合」を

「入場料を徴収しないで利用する場合」に、「徴収して使用」を「徴収して利用」に、

「を使用」を「を利用」に改め、同1の備考の5中「使用する」を「利用する」に改め、「の使用料の額」を削り、同備考の6中「使用する場合の使用料の額」を「利用する場合」に改め、同備考の7中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する場合の使用料の額」を「利用する場合」に改め、同備考の8中「使用料の」を削り、同

表の2中「使用料」を「金額」に、「を使用」を「を利用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の長野県文化会館条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第10条まで及び第13条の規定の例により行うことができる。

生活文化課

長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第61号

長野県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

長野県交通安全対策会議条例（昭和45年長野県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生活文化課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第62号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県緊急雇用創出特別基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

雇用・人財育成課

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第63号

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例

長野県農林水産業関係試験研究機関分析等手数料徴収条例（昭和30年長野県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の木材理化学試験の項中「5,600円」を「24,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成18年1月4日から施行する。

林業振興課

長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第64号

長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例

長野県営総合射撃場条例（昭和50年長野県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「」の規定を「。以下「法」という。）の規定」に改める。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「知事」を「次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）」に改める。

第7条を第14条とする。

第5条及び第6条を削る。

第4条の見出しを「(利用料金の納付等)」に改め、同条第1項中「を使用」を「を利用」に、「使用開始」を「利用開始」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条第2項中「既納の使用料は、知事が別に」を「指定管理者は、規則で」に、「を使用」を「を利用」に、「これを還付しない」を「既に納付された利用料金を還付しないものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、1人につき500円を超えない額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

第4条を第13条とし、第3条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第4条 射撃場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第5条 指定管理者の指定は、射撃場の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第6条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 射撃場の概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(指定の申請)

第7条 第5条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、射撃場の管理の方法その他の射撃場の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第8条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 射撃場を教習射撃場として適切に管理をすることができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、射撃場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎並びに人的体制を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。
(指定の告示)

第9条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 射撃場の利用の許可に関する業務
- (3) 射撃場の利用に係る料金（第13条において「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務
(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 射撃場の休場日について、火曜日、金曜日及び12月1日から翌年3月31日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。
- (2) 射撃場の利用時間について、午前8時30分から午後5時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) 射撃場の利用の許可の取消し及び停止について、射撃場に係る銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の2第1項の規定による指定に係る種類の銃砲以外の銃砲によって射撃をした場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。
- (4) 射撃場の管理上著しく支障があると認められる者の入場を禁止し、又は退場を命ずることができること。
- (5) 銃砲刀剣類所持等取締法その他の関係法令、この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (6) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、射撃場の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第12条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、射撃場の管理に関し必要な事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長野県営総合射撃場条例(以下「新条例」という。)第5条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第9条まで及び第12条の規定の例により行うことができる。

森林保全課

長野県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成17年10月17日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第65号

長野県都市公園条例の一部を改正する条例

長野県都市公園条例(昭和41年長野県条例第23号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 都市公園の設置(第2条—第4条)

第3章 都市公園の管理(第5条—第17条)

第4章 監督(第18条・第19条)

第5章 指定管理者による管理等(第20条—第28条)

第6章 雑則(第29条—第31条)

附則

第1章 総則

第1条中「」及び」を「。以下「法」という。)及び」に改める。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 都市公園の設置

第2条中「スポーツ施設、レクリエーション施設及び文化施設(以下「スポーツ施設等」という。)」を「スポーツ、レクリエーション及び文化活動の場」に改める。

第3条の表中 「南安曇郡穂高町 南安曇郡堀金村」を

「安曇野市」に改める。

第4条を次のように改める。

(創造館)

第4条 長野県風越公園に長野県飯田創造館を、長野県駒場公園に長野県佐久創造館を設置する。

第4条の次に次の章名を付する。

第3章 都市公園の管理

第5条から第7条までを次のように改める。

(公園施設の設置等の許可の申請)

第5条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとする場合にあっては、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の外観
- カ 公園施設の管理の方法
- キ 工事の実施方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 都市公園の復旧方法
- コ その他知事が必要と認める事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合にあっては、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理の場所
- エ 管理の方法
- オ その他知事が必要と認める事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合にあっては、当該変更に係る事項

(占用の許可の申請)

第6条 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件(都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設をいう。次号及び次条において同じ。)の外観

(2) 占用物件の管理の方法

(3) 工事の実施方法

(4) 工事の着手及び完了の時期

(5) 都市公園の復旧方法

(6) その他知事が必要と認める事項

(占用の許可を受けた事項の軽易な変更)

第7条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

第10条中「管理等」を「管理及びこの条例の施行」に改め、同条を第31条とし、同条の前に次の4条、2章、章名、見出し及び2条を加える。

(利用料金の納付等)

第14条 スポーツ施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金の納付方法は、規則で定める。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があるものとして規則で定める基準に該当するときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第16条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定による還付をすることができる場合及びその額の基準は、規則で定める。

(利用の禁止又は制限)

第17条 知事は、都市公園の施設の損壊その他の理由により都市公園の利用が危険であると認める場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

第4章 監督

(監督処分)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第9条第1項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

(1) 第8条又は第9条第1項の規定に違反している者

(2) 第9条第1項の許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により第9条第1項の許可を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第9条第1項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は一般住民の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
(工作物等の保管の手続等)

第19条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下この条において「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

2 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、当該公園の管理事務所又は当該公園内の見やすい場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(第6項において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を県報に掲載すること。

3 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を当該公園の管理事務所(公園の管理事務所に備え付け難い都市公園として規則で定めるものにあつては、規則で定める場所)に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

4 法第27条第6項の規定による工作物等の価格の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価格の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価格の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この項において「競争入札」という。)に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

6 知事は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等(同条第6項の規定により売却した代金を含む。)を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足る書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領証と引換えに返還するものとする。

第5章 指定管理者による管理等

(指定管理者による管理)

第20条 長野県鳥川溪谷緑地以外の都市公園並びに長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館(以下この章において「都市公園等」という。)の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第21条 指定管理者の指定は、都市公園等の管理を行うことを希望

するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。ただし、次に掲げる理由により公募することが適当でない都市公園等として知事が定めるものに係る指定管理者の指定に当たっては、公募しないものとする。

(1) 都市公園等に近接する他の都市公園があり、当該他の都市公園の管理者を当該都市公園等の指定管理者とすることにより、当該都市公園等の利用者の利便性の向上が図られることとなること。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める理由
(公募)

第22条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 都市公園等の名称及び位置並びにその概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
(指定の申請)

第23条 第21条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書(職員、管理を行うことを希望する都市公園等の管理の方法その他の当該都市公園等の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。)その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第24条 第21条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 一般住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、都市公園等の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。
- (5) 長野県飯田創造館及び長野県佐久創造館(以下この号及び第26条において「創造館」という。)にあっては、事業計画書の内容が創造館の公共性を確保するものであること。

(指定の告示)

第25条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第26条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都市公園等(備品等を含む。)の維持管理に関する業務及びこれに附帯する業務
- (2) 長野県風越公園及び長野県若里公園以外の都市公園等にあっては、スポーツ施設等の利用の許可及び利用料金に関する業務並びにこれに附帯する業務
- (3) 創造館にあっては、文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務で知事が必要と認めるもの及びこれに附帯する業務

(管理の基準)

第27条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ施設等の休場日及び利用時間について、規則で定めるところによるものとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、こ

れらを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。

- (2) 次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (3) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園等の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの
(協定の締結)

第28条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園等の管理に関し必要な事項

第6章 雑則

(過料)

第29条 知事は、第8条の規定に違反して同条各号のいずれかに掲げる行為をした者に対し、5万円以下の過料を科する。

2 知事は、第18条の規定による命令で次の各号のいずれかに掲げるものに違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第8条又は第9条第1項の規定に違反している者に対する知事の命令

(2) 第9条第1項の許可を受けた者に対する知事の命令

第30条 法第5条の3の規定により知事に代わってその権限を行う者は、前条第2項各号の規定の適用については、知事とみなす。

第9条中「納めた」を「納付された」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、同条を第13条とし、第8条を第12条とする。

第7条の次に次の4条を加える。

(行為の禁止)

第8条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 知事が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (7) 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (9) 規則で定める場合を除き、はり紙、はり札その他の広告物を表示し、又は掲出すること。

(行為の許可)

第9条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、次条の規定による許可を受けて使用する場合において規則で定めるときについては、この限りでない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 競技会、集会、展示会、興行その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

- (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (4) ロケーションをすること。
- (5) 前条第9号の規則で定める場合に広告物を表示し、又は掲出すること。

2 知事は、前項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(スポーツ施設等の利用の許可)

第10条 都市公園のスポーツ施設、レクリエーション施設又は文化施設(以下「スポーツ施設等」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、第20条の規定によりその管理を行わせる指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(使用料の納付等)

第11条 公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第9条第1項各号に掲げる行為をすることに当たり、法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項又は第9条第1項の許可を受けて都市公園を使用しようとする者は、使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表第1のとおりとする。

3 使用料の納付方法は、規則で定める。

別表中「(第7条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同表の1中

「使用料」を「金額」に、「使用」を「利用」に改め、同表の2中

「使用料」を「金額」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表の3中

同表の4中 「使用料」を「金額」に、「使用」を「利用」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表の5中

「使用料」を「金額」に、「して使用」を「して利用」に、「アマチュアスポーツに使用」を「アマチュアスポーツに利用」に、「以外に使用」を「以外に利用」に、「で使用」を「で利用」に改め、同5の備考の1中「使用する」を「利用する」に、「多目的室に係る使用料は徴収しない」を「グラウンドを利用する場合の額とする」に改め、同備考の2中「使用する場合の使用料の額」を「利用する場合」に改め、同表の6中

「使用料」を「金額」に、「使用」を

「利用」に、「入場料を徴収して使用する場合」を

「入場料を徴収して利用する場合」に、「レクリエーションに使用」を「レクリエーションに利用」に、「以外に使用」を「以外

に利用」に、「で使用」を「で利用」に改め、同7の備考の3中「使用する」を「利用する」に改め、「の使用料の額」を削り、同備考の4中「使用する場合の使用料の額」を「利用する場合」に改め、同表の8から11まで中

「使用料」を「金額」に改め、同表の12中

「使用料」を「金額」に改め、同表の13中

「金額」に、「使用」を「利用」に改め、同表の14中

「使用料」を「金額」に、「使用」を「利用」に、「使用する」を「利用する」に改め、同表の15中

「金額」に、「使用」を「利用」に改め、同表を別表第2

とし、同表の前に次の別表を加える。

(別表第1)(第11条関係)

1 公園施設の設置又は管理に係る使用

区 分	単 位	金 額
公園施設の設置	土地を使用する場合	占有面積1平方メートルにつき1年 土地の固定資産評価額(1平方メートル当たりの額をいう。以下同じ。)に100分の6を乗じて得た額
	建物を使用する場合	占有面積1平方メートルにつき1年 次の算式により算出し得た額 $(A + B \times \frac{C}{D}) \times 100\text{分の}6.3$
公園施設の管理	占有面積1平方メートルにつき1年	算式の符号 A 当該建物(公園施設の管理にあつては、当該公園施設の固定資産評価額 B 当該建物の敷地の固定資産評価額 C 当該建物の建築面積又はこれに相当する面積 D 当該建物の延面積

(備考) 1 占有面積が1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとし、その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、切り上げるものとする。
2 使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ日割りによるものとする。